

老人医療制度 (70歳以上の方)

高齢者の医療制度		
対象者	問合せ・申請・発行されるもの	自己負担
70歳以上 75歳未満	保険係 国民健康保険 高齢者受給者証	<p>●一部負担について 世帯の所得状況に応じてかかった医療費の 1割または3割 (注1)</p> <p>*70歳以上で市民税の課税所得が145万円以上の世帯は3割 (注2)</p> <p>ただし収入額が一定未満の方は申請により1割となります。 (注3)</p>
75才以上 後期高齢者 医療制度	保険係	<p>●自己負担限度額</p> <p><通院></p> <p>1割世帯 12,000円 3割世帯 44,400円</p> <p><入院></p> <p>1割世帯 44,000円 3割世帯 ↓ ↓ ↓ 80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%</p> <p>入院時の食事代、保険診療外の費用は別途負担が必要</p> <p>※市民税非課税世帯は申請により減額されます。 通院 8,000円 入院 24,600円 (世帯全員の所得が0円の場合は1万5千円)</p>

(注1) 本来2割負担に改悪されたものが平成22年3月までは1割になります。

(注2) 下記の図表参照

「課税所得145万円とは」 所得の目安			
	営業所得	給与収入	年金収入
単身者	200万円未満	312万円未満	322万円未満
夫婦	233万円未満	359万円未満	355万円未満

(注3)

70歳以上の国民健康保険の被保険者で、一部負担割合「3割」の表示になっている
「国民健康保険 高齢受給者証」のかたも、申請により「1割」になります

① 同一国保世帯に**70才以上の方が1人**だけの場合

前年中（1～7月は前々年）の**収入額が383万円**未満

② 同一国保世帯に**70才以上の方が2人以上**おられる場合

前年中（1～7月は前々年）の**収入額が520万円**未満

後期高齢者 医療制度

●対象 75才以上の方すべて

●保険料 均等割額 所得割額

47, 415円 + (総所得 - 33万円) × 8.68% = 保険料

*最高限度額 50万円

※2010年は保険料の改定があり、7月に新しい保険料の通知が来ます。

●保険料（均等割部分）の軽減

○世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額が	
下記8.5割軽減世帯の被保険者であり、所得が0円になる人	9割※
33万円以内	7割（8.5割）※
33万円 + 24.5万円 × 被保険者数（被保険者である世帯主を除く）	5割
33万円 + 35万円 × 被保険者数	2割

※ 9割、8.5割軽減は、平成21年度まで。

●お子さんの社会保険の扶養になっていた人など保険料負担のなかったかたは・・・

※08年10月から09年3月末までは均等割が1割負担になっています（所得割は免除）

※09年4月以降は均等割が5割となります（所得割は免除）

●保険料の納め方

年額18万円以上の年金受給者は年金から天引き

天引きの対象にならない人は納付書や口座振替で9回に分けて納付します